

香取市地域おこし協力隊（農業振興業務）

隊 員 募 集 要 項

1 目的

香取市地域おこし協力隊設置要綱に基づき、市の基幹産業である農業の振興に意欲及び情熱をもち、地域と誠実に協力活動ができる人材を地域おこし協力隊員（以下「隊員」という。）として募集することを目的とする。

2 業務内容

隊員が行う業務は、以下のとおりとする。

- (1) 新規就農を目的とした農業研修（隊員を受け入れる研修先の監督のもと、農業の技術及び経営の基礎的な知識を取得する。）
- (2) 就農に向けた自身の活動報告や香取市の農産物 P R を S N S 等で発信する。
- (3) 就農に必要な資格・技能・知識を習得するための講習・研修等に参加
- (4) 地域の活性化につながる業務及び地域活動への参加（産業まつり・移住定住イベント等）
- (5) その他、農業振興の目的達成に必要な業務

3 募集人員

隊員の募集人員は 2 名とする。

4 募集対象

募集する隊員は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方公務員法第 16 条に規定する欠格条項に該当しない者
- (2) 次のいずれかに該当する者
 - ア 3 大都市圏をはじめとする都市地域等（地域おこし協力隊推進要綱（平成 21 年 3 月 31 日付け総行応第 38 号総務事務次官通知）に規定する 3 大都市圏をはじめとする都市地域等をいう。）に現に住所を有する者
 - イ 他の地方自治体において、地域おこし協力隊員として 2 年以上活動した経験があり、その解嘱から 1 年以内の者
- (3) 委嘱される前の 1 年間に香取市内に住所を定めていない者で、委嘱後に香取市へ住民票を異動し住居することができる者
- (4) 心身共に健康で、地域の活性化に意欲及び情熱を持っており、住民と協力して誠実に協力活動ができる者

- (5) パソコンの一般的な操作ができ、インターネット、SNS等の活用ができる者
- (6) 複数年の滞在が可能な者
- (7) 普通自動車運転免許を取得している者（委嘱までに取得見込みを含む。）
- (8) 市内で就農する意欲及び情熱を持っている者（希望する栽培作目が甘藷又は水稻である者を優先する）

※（3）アの要件は、総務省「地域おこし協力隊及び地域プロジェクトマネージャーの特別交付税措置に係る地域要件確認表（令和4年4月1日現在）」において、香取市の転入が、特別交付税措置の対象となる地域に現に住所を有する者とする。

※「3大都市圏」とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の全ての区域をいう。

5 農業研修先

農業研修先は、市内の農業関連法人または農業者のもととし、隊員と受入先の意向を踏まえ市が調整する。

6 勤務日・勤務時間

- (1) 勤務日は、週5日を原則とする。
 - (2) 勤務時間は、1日当たり7時間45分を原則とする。
- ※始業・終業時間及び休日は活動（業務）の状況により変動が予想されるため、市及び研修先と隨時相談しながら調整する。

7 活動形態・期間

- (1) 香取市地域おこし協力隊設置要綱（令和2年香取市告示第59号）に基づき、市長が委嘱する。
- (2) 委嘱期間は、活動開始日から1年以内とし、活動開始日から3年以内で延長できるものとする。
- (3) 市が地域おこし協力隊としてふさわしくないと判断した場合は、委嘱期間中であっても委嘱を解くことができるものとする。

8 報償の額

月額265,000円（社会保険料等の本人負担分を含む。）とする。（1箇月間の活動日数が20日に満たない場合は、1日当たり13,250円の日割り計算により支給

するものとする。)

9 待遇・福利厚生

- (1) 隊員は個人事業主扱いになり、社会保険料は自己負担とする。
- (2) 住居は、民間の賃貸住宅等を隊員自身で契約して、確保することを原則とする。ただし、月額 55,000 円を上限に予算の範囲内で活動等の経費の一部として市が負担する。
- (3) 転居に係る費用（敷金礼金を含む。）、生活に必要な費用（光熱水費、食費、生活費等）などは自己負担とする。
- (4) 市と協議した上で、活動に支障がないと判断された範囲においては、個人事業の運営、副業なども可能とする。

10 休日・休暇

休日・休暇は、週 2 日の週休日のほか、年次有給休暇等は、市及び研修先の判断で付与できるものとする。

11 隊員の活動等に対する支援

市は、隊員が地域において円滑かつ効果的に活動が実施できるよう、次に掲げる隊員の活動や生活を支援する。

- (1) 隊員が行う活動に関する指導及び支援
- (2) 隊員が地域に定着するための支援
- (3) 隊員が行う活動の取組状況、活動の成果等の情報発信
- (4) 市や地域の団体等が行う地域振興イベントなどへの協力活動に対する支援
- (5) その他隊員が行う地域協力活動に対して必要と認められる支援

12 活動等の経費

以下の活動等の経費については、予算の範囲内において、必要に応じて市が負担する。

なお、負担の可否については、市と協議のうえ、決定する。

- (1) 隊員の指導、支援に要する事務的経費
- (2) 隊員が地域で生活するための住居確保に要する経費
- (3) 隊員の活動期間中の傷害保険及び賠償責任保険に係る保険料
- (4) 隊員の活動に要する消耗品等の事務的経費
- (5) 隊員の活動内容や得られた成果等の情報発信に要する経費
- (6) 隊員が研修機関等の実施する研修プログラムへ参加する場合に要する

参加費用

- (7) 隊員が活動に使用する自家用車等の借上料及び燃料費
- (8) 隊員が活動に使用するパソコンや携帯電話の通信費（パソコンや携帯電話は隊員各自で用意するものとする。）
- (9) その他、隊員の活動に要する経費

1 3 応募・選考方法

応募及び選考の方法は次のとおりとする。

(1) 応募方法

- ① 受付期間：令和7年12月5日（金）から令和8年1月21日（水）まで

※令和8年1月21日（水）必着

② 提出書類

- ・応募用紙（指定様式に必要事項を記入）
以下は、応募用紙に添付する書類
- ・活動目標レポート（A4用紙1枚程度）
- ・履歴書（市販のもの、カラー写真貼付）
- ・住民票（本籍地記載不要）
- ・普通自動車運転免許証の写し（今後取得する人はなし）
- ・ほかの自治体での地域おこし協力隊活動経験者としての応募者は、2年以上活動した経験があり、その解団から1年以内（見込み含む）であることが分かる書類
- ・外国青年招致事業参加経験者としての応募者は、当該プログラムの在職証明書

※提出された応募書類は返却しない。

③ 提出方法：郵送又は持参

下記「1 4 応募・問い合わせ先」へ提出

(2) 第1次選考 書類審査

- ① 第1次選考として書類選考を実施
- ② 令和8年1月27日（火）までに電話で連絡するとともに、結果を文書で通知

(3) 第2次選考 面接審査

- ① 第1次選考合格者を対象に面接を実施
第1次選考結果と合わせて通知
- ② 面接審査は、令和8年2月2日（月）予定

(4) 最終結果の通知

審査後、第2次選考受験者全員に通知する。

※応募選考に必要な郵送費、交通費等は応募者の負担とする。

14 その他

活動開始日は、令和8年4月1日（水）を原則とする。ただし、当該日の活動開始が難しい場合は、市、研修先及び第2次選考合格者の協議により活動開始日を決定する。

また、本募集は、令和8年度予算成立後、速やかに事業を開始できるよう、予算成立前に募集の手続きを行うものである。地域おこし協力隊の候補者の決定及び予算の執行は、令和8年度予算の成立が前提であり、今後の内容等が変更になることがある。

15 応募・問い合わせ先

〒287-8501 千葉県香取市佐原口2127

香取市役所 生活経済部 農政課 農政班

Tel: 0478-50-1258 • Fax: 0478-54-2855

E-mail:nosei@city.katori.lg.jp